下水道事業の
法適用への取り組みについて

総務省公営企業経営支援人材ネット事業登録者
渡辺　清文（愛知大学大学院経営学研究科）

平成30年11月 9日

公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ（平成26年8月発出）

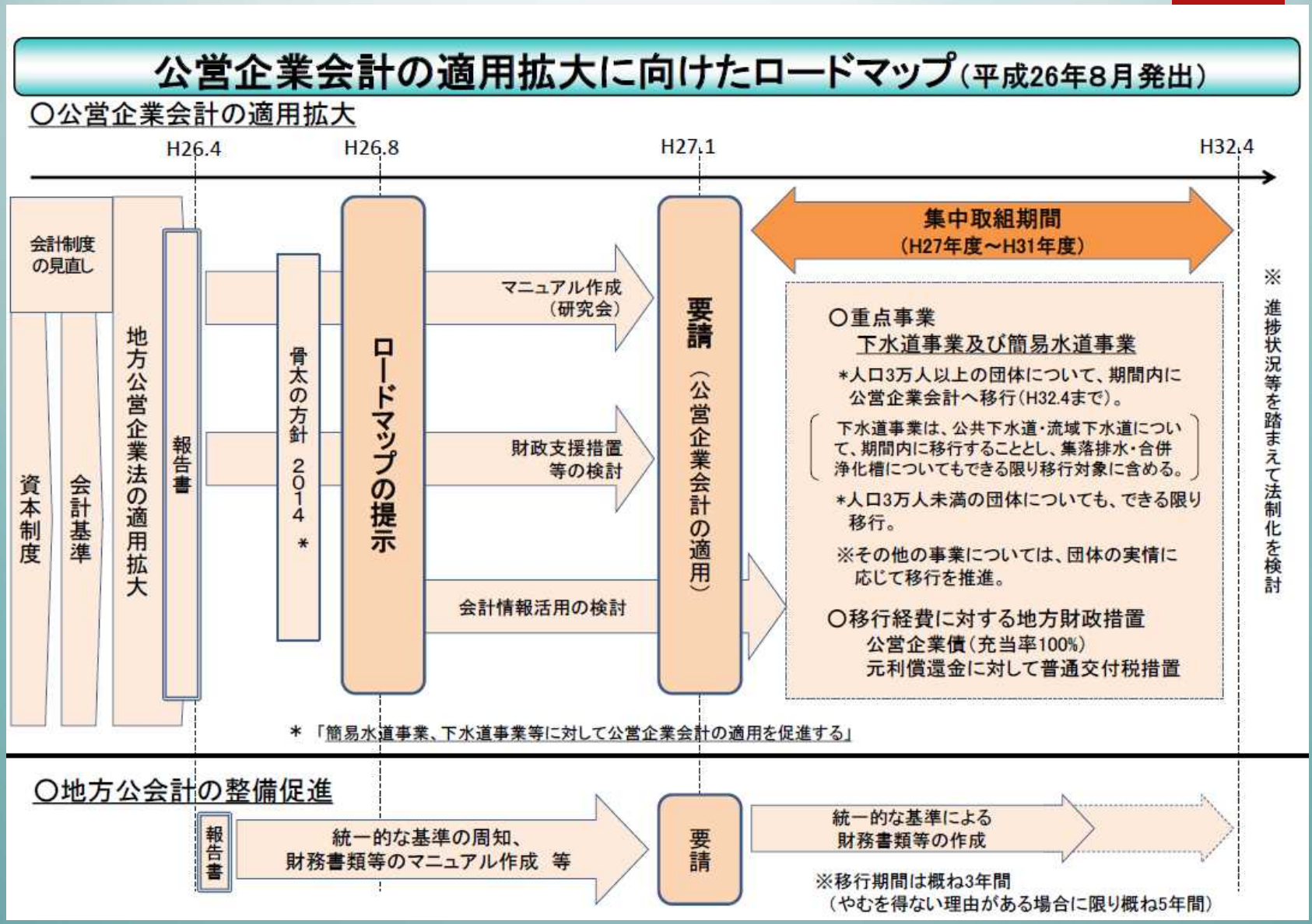

1　法適用移行事務の主な業務

(1) 資産調査、評価

・起債、国庫補助金、自主財源等の財源のひも付けを含む。

(2) 移行業務

・庁内各部署との協議（財政担当、法務担当、人事担当、契約担当、監査担当等）

・外部の関係機関との協議（金融機関、税務署、労働基準監督署等）

(3) 会計システムの構築

・構築するシステムの選定

・会計科目の設定

2　法適用移行の課題等

- 課題①法適用移行業務執行体制の構築
- 課題②法適後の財務シミュレーション
- 課題③法適後の消費税申告
- 課題④会計システムの構築
- 課題⑤例規改正
- 課題⑥金融機関との契約
- 課題⑦打切決算
- 課題⑧財務会計担当者の人材育成
- 課題⑨その他事項

課題①　法適用移行業務執行体制の構築

- **法適用に要した期間**　　**平均２年7か月**（総務省データ）
- **法適用に要した職員数**　　**平均3.5人**（総務省データ）

『法適用移行業務には、固定資産台帳の整備、条例規則等の制定・改正、新予算の編成、会計システムの構築など様々な事務が必要となります。
企業会計、文書事務、法制執行等に精通した職員を担当者として配置することが重要です。』（総務省マニュアルより）

具体的には、下水道事業の経験者、上水道事業の経理経験者、工事担当者、法制部局経験者等を配置すべきでしょう。

そして、法適用移行事務**専任を最低１名は配置**し、司令塔とすべきです。法適用移行事務は簡単なものではありません。

また、法適用移行事務の移行期間中の**人事異動は最少限**としないといけません。当初の移行事務担当職員で法適後最初の決算まで行うことが**「法適化が成功するポイント」**となるのではないでしょうか。

課題①　法適用移行業務執行体制（実例）

年度	人員	主な業務
H26	２名（兼務）	資産調査、条例の洗い出し、会計システムの選定、法適移行業務の洗い出し、公営企業会計における消費税・複式簿記の理解把握、その他
H27	２名（兼務）	資産調査・評価、不明資産・受贈資産の評価方法の検討、雨水施設の洗い出し、土地の洗い出し、会計科目の設定、会計システムの構築、起債システムの構築、既起債のデータ整理、簡易財政シミュレーション、その他
H28	３名（兼務）	資産評価、繰入基準の確定、発生主義会計における消費税の理解、税務署との調整協議、複式簿記の学習、新年度予算策定、財政シミュレーション、金融機関との調整・契約、内部各部署との調整、会計システムの設定・操作習熟、条例改正、規程制定（規則廃止）、その他多数

　先ほどもお話ししましたが、法適用移行業務は簡単な業務ではありません。
財政担当課、法務担当課、人事担当課など組織全体の協力を得ることが大切です。
また、移行業務担当専任を最低１名、その他職員３名程度は置くべきだと思います。
（業務量から言えば、専任2名、兼務２名が妥当）
　法適用移行業務開始から最初の決算まで、人事異動なしで行くことも法適用化が成功するポイントでしょう。
　なお、１年目より２年目、２年目より３年目がハードとなります。

課題②　法適後の財務シミュレーション その1

- **収益・収入について**
  - ①使用料収入（３条）
  - ②一般会計繰入金（３条、４条）
  - ③長期前受金戻入（３条）
  - ④起債（４条）
  - ⑤国庫補助金（４条が基本）
  - ⑥受益者負担金（４条）
- **費用・支出について**
  - ①減価償却費（３条）
  - ②維持管理費（３条）
  - ③消費税（３条）
  - ④起債償還利息（３条）償還元金（４条）
  - ⑤建設改良費（４条）
- **財務シミュレーションのポイント**
  - **損益計算**と**資金収支**の２つのシミュレーションが必要
  - 繰入金は法適化により、繰出基準の見直しが必要。
  - **負担してもらうべき繰入金**はもれなく拾うこと。
  - 消費税は法適化により、納付額が減額となるケースが多い。
  - 減価償却費は、資産評価完了後でないと算定できない。

課題②　法適後の財務シミュレーション その2

繰入金については、**法適化により、繰出基準の見直し**が必要となります。法非適は起債の償還元金と償還利息が主な計算要素ですが、法適用後は償還元金と償還利息の他、**減価償却費も計算要素**となります。

特に、**「分流式下水道等に要する経費」**については大きく変更となるため、注意が必要です。

「高資本費対策に要する経費」にも注意してください。

一般的には、３条分は負担金、４条分は出資金として繰入れることを財政当局と協議するとよろしいかと思います。

また、消費税は法適後は通常納付額が減額となりますが、繰入金をどのような形でもらうかで、**消費税納付額が変わる**ため、移行支援委託先とよく協議することが重要です。

なお、法適後の財務シミュレーションは**損益**と**資金収支**の２つのシミュレーションを行う必要性があります。

また、法適開始日(H32.4.1）に繰入金の一部をもらう必要があります。これは、引継金を一般会計から送金してもらうまでの運転資金の確保のためです。

課題③　法適後の消費税申告　その１

法適後の消費税申告

法適後は発生主義（３条分）に基づき財務処理を行うため、法非適の現金主義での消費税申告とは少し異なる考え方で申告を行うこととなります。

そのため、**特例的収入や特例的支出**について、特別会計時代の収入・支出とするのか、それとも法適後の下水道事業の収益・費用とするのか、**所轄税務署との協議が必要**となります。（日本下水道協会：「公営企業会計導入の手引き」参照のこと。）

また、法適後は特別会計（法非適）にはなかった減価償却や出資金という概念が初めて出てきますが、これらが消費税の納付額に非常に大きな影響を与えますので、税理士等専門家との協議が必要となります。そのため、移行支援委託先と協議する等対策をしてください。

下水道事業の消費税申告は特定収入があるため、非常に厄介なものですが、法適用移行業務を通じて、委託先に消費税の件を相談することで税務知識を付けるとともにNOMA等の研修に参加されることをお勧めします。（下水道事業の消費税申告は特殊論点）

なお、公営企業会計と消費税計算は別物と考えた方が良いです。

課題③　法適後の消費税申告　その２

- **消費税法**

（国、地方公共団体等に対する特例）

第六十条　国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は国若しくは地方公共団体が特別会計を設けて行う事業については、当該一般会計又は特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国又は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業のうち政令で定める特別会計を設けて行う事業については、一般会計に係る業務として行う事業とみなす。

２　国又は地方公共団体が行つた資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りは、政令で定めるところにより、その資産の譲渡等の対価を**収納すべき会計年度**並びにその課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りの費用の支払をすべき会計年度**の末日に行われたものとすることができる。**

- **消費税法施行令**

（国又は地方公共団体が行つた資産の譲渡等の時期の特例）

第七十三条　国又は地方公共団体が行つた資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りについては、資産の譲渡等は予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第一条の二（歳入の会計年度所属区分）又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十二条（歳入の会計年度所属区分）（これらの規定の特例を定める規定を含む。）の規定によりその**対価を収納すべき会計年度の末日において**、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りは予算決算及び会計令第二条（歳出の会計年度所属区分）又は地方自治法施行令第百四十三条（歳出の会計年度所属区分）（これらの規定の特例を定める規定を含む。）の規定によりその費用の支払をすべき会計年度の末日においてそれぞれ**行われたものとすることができる。**

課題③　法適後の消費税申告　その３

▶ 特例的収入・支出の所属会計年度

考え方①

		収入･支出（収益･費用）の認識基準
H30年度	法適用前々年度	現金主義
H31年度	法適用前年度	現金主義 ＋特例的収入･支出
H32年度	法適用年度	発生主義

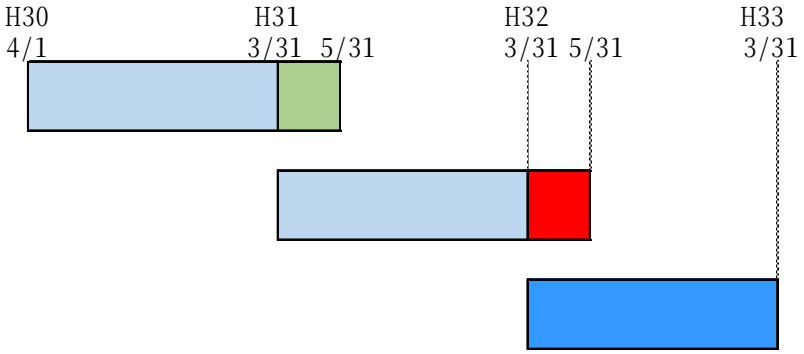

考え方②

		収入･支出（収益･費用）の認識基準
H30年度	法適用前々年度	現金主義
H31年度	法適用前年度	現金主義
H32年度	法適用年度	発生主義 ＋特例的収入･支出

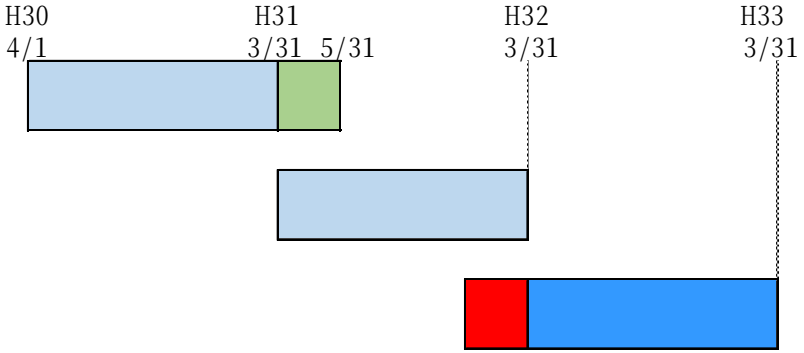

課題③　消費税の税率変更への対応

- **消費税率の変更**

  ご存じのとおり、平成31年10月から消費税率が8%から10%へ変更となります。

  法適後の９月末（税務署との協議後に確定）にその申告を行うこととなりますが、8%と10%の税率が混在していますので、納付税額の計算が複雑になることを覚悟しておきましょう。

- **法適用前年度の準備**

  平成31年９月以前に調定した収入と完成、納品された資産の譲渡等に係る支出を特別会計の財務処理上、平成31年10月以後のものと区別できるようにしなければなりません。

  その対応を自治体の財務会計処理システムの運営管理を委託しているシステム会社と協議してください。財務データ上で消費税取引を５%、８%（旧税率・軽減税率）、10%に区別して集計できるようにしておく必要があります。（現在の特別会計において必要）

  平成31年10月の消費税率の改正時には、平成26年４月に消費税率が5%から８%に税率変更された時以上の事務が発生します。国税庁が公表する経過措置に関する情報等の入手に努めてください。

課題④　会計システムの構築

- **会計システム構築**

  会計システムは法適用前々年度に構築すると良いでしょう。そうすることで、**前年度に試行が可能**となり、会計システムに早く慣れることができます。なお、前年度は他にやるべきことが数多くあります。

- **法適後に使用する科目の設定**

  法適後の財務処理で使用する勘定科目は、「予算科目」と「仕訳科目」があります。名前のとおり「予算科目」は予算を組む時に使用し、「仕訳科目」は予算執行時に使用します。

- **[先行自治体の例]**

  水道事業経理経験者なら違和感はないのでしょうが、公営企業会計が初めての方ですと「予算科目」と「仕訳科目」の２種類があることに戸惑いを感じます。

  下水道事業は雨水・汚水、汚水には公共下水道、特定環境保全、農業集落排水事業などがあり、さらに、流域・単独もありますので、自治体ごとにその設定科目が異なります。他の自治体を参考に科目設定することとなりますが、あくまで参考にしかなりません。

  なお、科目設定は**意外と時間を要し、困難な業務**です。科目設定は決算統計、データ分析、消費税申告等に影響を及ぼします。

課題⑤　例規改正

- **条例改正**

　条例改正は議決が必要なため、法適用前年度の12月議会へ提出できるよう進めると良いでしょう。万が一、議会で否決された場合に３月議会で再提出できるようにするためです。

　そのために、どの条例に改正が必要となるか、早い時期に洗い出しを行い、庁内の法令担当部署と協議を重ねる必要があります。

　法適用の先行自治体のホームページを確認し、どのように関係条例を改正したか、情報収集することで作業効率が上がります。

- **規則等改正**

　規則は「地方公営企業法」の規定により、規程として新たに制定しなければなりません。

　しかし、規程制定（規則廃止）は議決を必要としないため、法適直前の３月を目途に制定（改廃）準備を進めればよろしいかと思います。

- **上水道事業との関係**

　上水道事業の条例・規程に下水道事業を追加するのか、下水道事業のみの条例・規程とするのかの検討も必要となります。

課題⑥　金融機関との契約

- **出納取扱金融機関**

　一般会計で言う指定金融機関に相当する金融機関であり、この金融機関に下水道事業の預金口座を開設することとなります。

　法適用前年度の早い時期に協議を始めるべきでしょう。

　前年度７月頃から協議を始めるとよいでしょう。

- **収納取扱金融機関**

　収納のみを行う金融機関であり、いつ頃から協議を開始すれば良いか出納取扱金融機関と協議する必要があります。

　なお、都市銀行を指定する場合は早めに協議しないといけません。東京の本部に契約書案を上げて審査するため時間がかかるためです。

- **担保**

　担保金額について、水道事業が預かっていた金額の１/２とし、総額で変更が無いようにするとよろしいかと思います。金額の変更があると本部での審査が長引く可能性があるためです。

　なお、担保金は単なる預り金であり、双方が納得すれば金額はいくらでも良いかと思います。

（参考）　外部機関との協議・調整時期

	税務署	金融機関	労働基準監督署	総務省
4月				
5月				
6月				
7月	協議開始	出納取扱金融機関への説明		
8月				
9月				
10月				
11月		出納取扱金融機関への契約書案の提示		
12月		収納取扱金融機関への契約書案の提示 （支店長クラス対象の説明会）		
1月	最終確認			
2月		金融機関対象の説明会（窓口の方が対象）		
3月		契約の締結	36協定書の提出	
4月	各種届出			法適用開始の届出

※ 外部機関との協議・調整は法適用前年度で良い。
※ 税務署と協議する時には、具体的な質問事項を用意しておくこと。
※ 都市銀行を収納取扱金融機関に指定する場合は、早めに交渉開始をすること。
※ 36協定は事業所ごとに協定書を締結すること。（法令違反とならないように注意）

課題⑦　打切決算

打切決算とは

　下水道事業特別会計は法適用開始の前日に閉鎖されますので、３月31日をもって決算を迎えます。つまり、４月１日から５月31日の**出納整理期間はありません**。

　収入については調定すべき金額はすべて調定を、支出については支出すべき金額はすべて負担行為を３月31日までに起票しておく必要があります。実務上、４月末を目途に起票することとなります。

　調定額のうち収入未済額が特例的収入となり、負担行為済額のうち未支出額が特例的支出となります。

　なお、特例的収入にはこの他、滞納繰越分の収入未済分も含めることとなりますが、この特例的収入・支出について、特別会計の収入・支出とするのか、法適用後の収入・支出とするのかを税務署と協議をすることとなります。

会計事務引継

　打切決算で算定された歳入歳出差引額が引継金額となり、法適用後の下水道事業の運転資金となります。

　この引継金について、法適後、速やかに会計事務引継を行い、送金を会計管理者に依頼します。

課題⑧　財務会計担当者の人材育成

- **財務会計担当者の育成**

　法適後は発生主義に基づく複式簿記での財務会計処理を求められることとなるため、**複式簿記の研修が不可欠**となります。
　複式簿記は書籍による独学では時間がかかりすぎること、誤って理解してしまう可能性がありますのでお勧めできません。できれば資格予備校の簿記講座で学習することをお薦めします。

　また、消費税申告における**特定収入の処理**についても研修が欠かせません。お薦めの研修は、NOMA行政管理講座「地方公営企業の消費税（講師：中田ちず子氏）」や下水道事業団の加藤先生の講座などですが、いずれも実務的です。

　さらに、法適前年度には、公営企業会計方式で予算編成をする必要がありますので、**予算編成**の研修も必修となるでしょう。

　このように法適化するため、また、法適後も、担当職員はいろいろな研修を受講し、必要な知識を身に付けることが重要となります。

　なお、法適用移行後も公認会計士の方と会計アドバイザー契約を引き続き締結されるとよろしいかと思います。

課題⑨　その他事項

- **H31年度分予算要求における消費税特例的収入支出分の要求**

　平成31年度分予算要求において、消費税の特例的収入・支出に係る金額の予算請求を忘れないようにしてください。法非適時代の分であるため、法適用前年度に予算要求しておくべきものかと考えます。
　法適用前年度のみ必要な事項であるため注意が必要です。もし、予算要求をしなかった場合には、補正予算において要求してください。

- **起債対象の工事の進捗状況の適格な把握**

　法適用前年度3月末までに借入れを行う場合には、申込期限である2月上旬までに事業の進捗状況を把握する必要があります。なお、3月末までに収入できなかった場合は未収金として開始B/Sに計上することとなります。
　仮に、進捗状況の判断を誤り、過剰に借入れを行った場合には繰上償還する必要が生じます。特に、流域関連の借入れについては、慎重な進捗状況の把握が必要となります。

※ 上記は個人的見解です。

（補足1）退職給付引当金

- **退職給付引当金の計上**

　退職給付引当金は**適正な期間損益計算**のためには、計上すべきものです。退職給付引当金の計上額の計算方法には、「原則法」と「簡便法」の２つの方法があります。

- **原則法**

　原則法は「年金数理人」という資格を持った方に依頼しないと引当額を計算することができません。非常に、複雑な計算（割引現在価値計算など）を要しますので、既に公会計において原則法を採用している場合を除いて、市町村レベルで選択しない方がよろしいでしょう。

- **簡便法**

　簡便法にはいろいろな方法がありますが、公営企業会計においては期末に退職したら退職金がいくらになりますか、という方法（期末要支給額法）が例示されていますので、これを選択すれば良いと思われます。（一般財団法人地方財務協会発行 公営企業の経理の手引(28)：177ﾍﾟｰｼﾞ）

　そして、前年度末と比較してその差額を追加計上すればよろしいです。（職員の入れ替わりが無かったことが前提）

（補足2）経営戦略の見直し等

- **法適後の経営戦略**

  法適後は発生主義に基づく会計処理を行わなければなりません。

  現金主義に基づく特別会計時代の会計処理と異なった会計処理を行うため、経営戦略の財政シミュレーションの見直しが必要となります。

  法適用の財務シミュレーションは、損益シミュレーションと資金シシミュレーションとの２つのシミュレーションが必要となります。

- **なぜ、２つのシミュレーション？**

  損益シミュレーションは損益が黒字か、赤字かを判断できますが、資金が足りているのか、足りないのかは分かりません。そこで、資金過不足を判断するため、資金シミュレーションも必要となります。

  いくら損益上黒字を確保していても、資金残高がマイナスとなってしまうと経営を継続できません。いわゆる「黒字倒産」という状態となります。

- **その他（補てん財源の確認）**

  通常、４条予算は赤字となります。その赤字を補てんするための財源を確保（補てん財源の確保）する必要があります。

（参考1）　仕訳科目と予算科目の決定

- **質問**

　下水道事業では特定収入の関係が強くなるため（特に　消費税）、水道事業にはない科目にも対応できるシステム構築について、既存のシステムで対応できるものはあるか。また、新たに構築が必要な場合、注意すべき点をご教授願いたい。

- **回答**

　水道事業の場合はどの自治体も業務内容がほぼ同一であり、仕訳科目等も統一性があるようですが、下水道事業は公共、特環、農集、個配等があり、さらに、流域又は単独の種別もあるため、自治体により、使用する科目がかなり異なってくるのが実情です。
　つまり、水道事業は仕訳科目等がある程度パッケージ化されたものもあり得ますが、下水道事業はオーダーメイドとならざるを得ないのではないでしょうか。
　したがって、システム会社と協議を行い、それぞれの自治体の実情に対応した科目設定を行ってください。

（参考1）　仕訳科目と予算科目の決定　その２

回答（続き）

なお、科目設定の際の注意点ですが、ご質問にもあるように消費税申告にも対応した科目設定を行う必要があります。

例えば、手数料を科目設定しようとする場合、課税取引もあるでしょうし、非課税取引、不課税取引もあります。さらには、H31年10月以降は消費税率の改正も想定されるため、8%と10%の区別も必要となります。（貸倒れに係る消費税もあり、5%も要区別）

また、科目設定の際には、下水道事業の決算単位、決算統計の単位、消費税の申告単位等にも配慮して作業する必要があります。

これらのことから、科目設定が大変な作業であることをご理解いただけたかと思います。また、前年度に会計システムを使用開始するため、前々年度中に会計システム構築を完了すると良いでしょう。

ハードの導入（水道事業との関連性）

水道事業との関連性ですが、両事業は同じシステムを導入すべきでしょう。その理由は、２点あります。

①　操作が同一であり、操作上の疑問点を庁内で解決できる。

②　サーバーが１台で済むため、保守関連費用が１/２となる。

（参考2）　資産の耐用年数と起債の償還期間の関係

質問

減価償却費（概ね50年）と元利償還金（償還年限30～40年）の差額の処理の仕方

回答

資産の耐用年数が管きょで50年、起債の償還期間が30年の場合、起債の償還が先行する結果、その差額が資金不足となる可能性が高いです。

その差額を埋めるため、資本費平準化債を起債し、償還元金の財源確保を行う必要があると思われます。（個人的見解です。）

なお、繰出基準、特に『分流式下水道等に要する経費』にも影響を及ぼすため、損益が黒字でもC/Fがマイナスとなる可能性もでてきます。そのため、資本費平準化債の発行を行うのか、基準外の繰入金ををもらうのか、財政担当課との慎重な検討が必要となります。

したがって、法適用の委託先と協議を必要とする事項です。

（参考3）　流域下水道施設利用権

- **質問**

　流域下水道施設利用権の考え方（流域関係市町間の共有をすべきなのかも含めて）

- **回答**

　流域下水道施設利用権は、建設負担金を負担することにより流域下水道施設を利用することができる権利であり、各市町の無形固定資産として資産計上すべきものかと思われます。（個人的見解です。）
　したがって、各市町で共有すべきものではなく、各市町に属する権利として負担額を取得価額として評価し、資産計上すべきでしょう。
　なお、可児市の場合、先ほど説明しました資本費平準化債の発行可能額を算出する際に用いられる平均耐用年数45年を採用して、減価償却を行い、評価額を算出しています。
　この耐用年数45年はあくまで可児市が適当であると判断した年数であり、各自治体において適正な年数が異なる場合もあり得ます。
（下水道事業における公営企業会計導入の手引き：公益社団法人　日本下水道協会発行の117ﾍﾟｰｼﾞを参照してください。）

（参考4）　一般会計繰入金

質問

・法適後の繰出基準の設定方法について（他市町村の事例）
・流域下水道の高度処理に要する費用の繰出しはどうするのか。

回答

法適後の繰出基準は、平成29年4月3日総財公第41号「平成29年度の地方公営企業繰出金について」に従って繰出額を算定してください。

なお、適正な繰出基準を設定するには昭和56年6月5日自治準企第153号「公共下水道事業繰出基準の運用について」等下水道事業に係る繰出基準及び同運用通知を熟読し、繰出基準の考え方について理解を深める必要があるかと思います。

特に、「高資本費対策に要する経費」や「分流式下水道等に要する経費」は難解な基準ですので、委託先ともよく協議を行い、適正な繰出額を算定してください。

また、流域下水道の「高度処理に要する経費」は岐阜県が繰入れる際の基準ではないかと個人的には思っています。流域の市町村はあくまで、負担金を負担して、施設利用権を得ていると考えるべきではないでしょうか。（繰入金をもらうとしたら、基準外ではないでしょうか。）

（参考5）　財政シミュレーション

質問

　未収金の発生により資金ショートしないのか。一時借入での対応となるのか。何か対策はあるのか。

回答

　法適後は日々の資金管理を下水道事業で行うこととなりますので、資金ショートしないよう気を付けなければいけません。そのために、日々の入金予定及び出金予定を厳密に把握する必要があります。
　下水道事業の１年間の入金・出金状況を調査し、繰入金をもらう時期を財政担当課及び会計管理者と協議する必要があります。
　９月、3月は起債の償還月であり、９月、3月は資金需要が大きいことや大規模な工事の支払い時期などを考慮して、操出金をもらう時期について交渉してください。
　その他、水道事業からの事業間借入も検討するとともに、出納取扱金融機関と当座借越契約を締結することにより、借入ができるように手当てすることで急な資金不足に備えておくべきかと思います。

3　総務省人材ネット

公営企業経営支援人材ネット事業について

職員の大量退職等により、事業の経営面に精通した人材が不足する中で、地方公営企業法の適用、経営戦略の策定、新公立病院改革プランの策定、料金改定、抜本的な改革の検討などの経営面における改革や専門的知識、ノウハウの継承などに取組もうとする地方公共団体が、それらの諸課題に対応する外部専門家（アドバイザー）を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいなどに必要な経費について総務省が支援（以下、「人材ネット事業」という。）。

1．活用スキーム

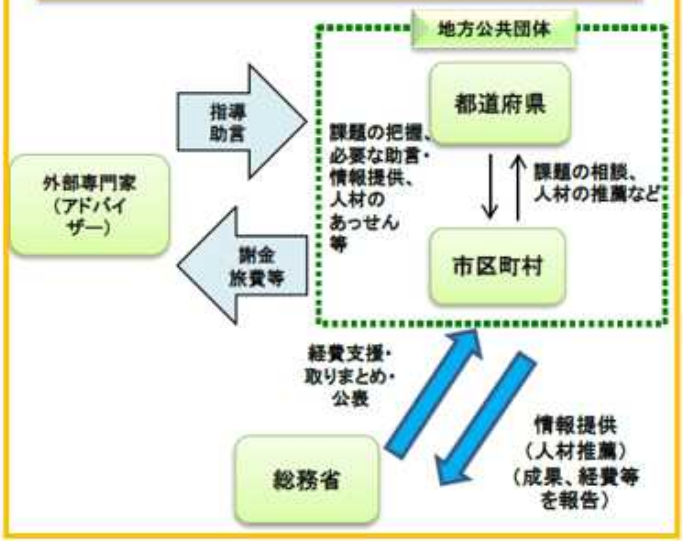

2．人材ネット事業　活用の流れ

○ 経営面における改革や必要な技術の承継などに取組む必要があるが、

（例）・小規模自治体で職員数が少なく対応が困難
　　・専門的知識等を有する職員の退職による知識・ノウハウ不足
　　} により進まない状況

・大量退職により豊富な知識を持った職員が不在となり、、必要最低限のノウハウを得て様々な局面に対応できる職員を育てたい。
（講習会の開催、又は1，2回来庁してもらい助言を受け、その後は必要があれば来庁してもらいたい）

・職員が少数で法適化作業に時間を割くことが困難であり、直接来庁してもらいながら頻繁（定期的）な助言が必要等

↓

○ 総務省でとりまとめ・公表を行っている「人材ネット事業」の活用を検討
○ 取組を進めるために必要な指導・助言を行えるアドバイザー（外部専門家）を選択（総務省HPにて公表）

↓

○ 各自治体が電話・メールにより、アドバイザーと内容や日程等を調整
○ 指導・助言の実施

↓

○ 人材ネット事業の取組について、事業概要、成果、経費など（※）を報告（繰出金調査等）
※下記3.参照

3．人材ネット事業に関する特別交付税措置（30年度）

（1）対象経費
・ 謝金、旅費
　（例：課題を解決するため、アドバイザーにどのように勧めるか確認するなどはじめの一歩として、1・2回～複数回や月1回程度定期的に講習会・勉強会を開催する際の経費）
・ 資料収集等費
　（例：経営支援・技術支援を受ける地方公共団体に関する事前調査や助言に必要な調査等に係る経費）
・ その他（会場借上費、印刷費等）
　⇒対象経費の上限額200万円（年間合計額）

（2）地方交付税措置の内容
・対象経費の1／2（100万上限）について一般会計から繰り出すこととする。
・一般会計繰出額の1／2（50万上限）について特別交付税措置を講じる。
※都道府県・指定都市については、財政力補正適用予定。

4　最後に

法適用移行事務は通過地点

　下水道事業の法適用移行業務は非常に困難な業務だと思いますが、法適用することが目的ではありません。

法適用の目的は健全な経営

　法適化することで明らかとなる収益・費用・資産・負債・純資産というデータを経営に活かしていくこと、つまり、下水道事業を**健全に経営していくことが目的**ではないでしょうか？
　そのためには、法適用移行業務を通じて、**公営企業会計の考え方（総務省の意図）を理解**するように努めると良いと思われます。

～ご清聴ありがとうございました。～